

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成27年 3月13日
【会社名】	株式会社ネクス
【英訳名】	NCXX Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋山 司
【本店の所在の場所】	岩手県花巻市櫛ノ目第二地割32番地 1
【電話番号】	0198-27-2851（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 石原 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目 4番30号
【電話番号】	03-5766-9870
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 石原 直樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債 1,165,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債(第5回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社ネクス第5回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金 1,165,000,000円
各社債の金額(円)	金 100,000,000、30,000,000円、15,000,000円、10,000,000円の四種
発行価額の総額(円)	金 1,165,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率(%)	年率0.5%
利払日	償還日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、償還日に支払う</li> <li>2. 1か年に満たない期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割をもってこれを計算する。</li> <li>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</li> <li>4. 償還期日後は利息をつけない。</li> <li>5. 本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日後はこれをつけない。</li> <li>6. 利息の支払場所は、下記「申込取扱場所」とする。</li> </ol>
償還期限	平成30年3月29日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円</li> <li>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元本は、平成30年3月29日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 繰上償還 当社は、発行日の翌日以降いつでも(以下、当社の指定する償還日を「任意償還日」という。)、当該任意償還日からさかのぼって20営業日までに本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行うことにより、本社債権者が本新株予約権付社債に付された残存する新株予約権を行使しない場合には、その選択により、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、任意償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息(本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。)及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。</li> </ol>
募集の方法	第三者割当の方法により、Glory International Management Limitedに235,000,000円(額面100,000,000円の本社債2個、15,000,000円の本社債1個、10,000,000円の本社債2個)、株式会社エイビット・ホールディングスに30,000,000円(額面10,000,000円の本社債3個)、Brillance Hedge Fundに90,000,000円(額面30,000,000円の本社債3個)、Brillance Multi Strategy Fundに360,000,000円(額面30,000,000円の本社債12個)、Brillance Strategic Partners Fundに150,000,000円(額面30,000,000円の本社債5個)、株式会社大古曾に100,000,000円(額面100,000,000円の本社債1個)、カメラのアマノ株式会社に100,000,000円(額面100,000,000円の本社債1個)、サンポー食品株式会社に50,000,000円(額面10,000,000円の本社債5個)、深海康史に50,000,000円(額面10,000,000円の本社債5個)を割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項はありません。
申込期間	平成27年3月30日

申込取扱場所	東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社ネクス管理部
払込期日	平成27年3月30日(月)
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	該当事項はありません。
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ネクス普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。)で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額(以下「転換価額」という。)は当初金1,089円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。 なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合 当社の普通株式の株式分割等(当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう)をする場合 時価を下回る価額を持って当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合</p>

	<p>株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合</p> <p>本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 1,165,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> <li>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</li> <li>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</li> </ol>
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成27年3月30日から平成30年3月29日、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。但し、当社が本社債を繰上償還した場合は償還日の前営業日まで、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>新株予約権の行使請求の受付場所 東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社ネクス管理部</li> <li>新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</li> <li>新株予約権の行使請求の払込取扱場所 東京都新宿区四谷3丁目3番1号 株式会社みずほ銀行四谷支店(当座預金)</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</li> <li>本新株予約権の一部行使はできない。</li> <li>発行時から平成28年3月29日までの間は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)が、割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)の金額に1.5を乗じた金額(1,634円)を超過した日以降でなければ本新株予約権の行使はできない(終値の小数点以下は切上げ)。</li> </ol>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は、額面1,000,000円あたり1個とし、合計1,165個の新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に

上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。

- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債(第5回無担保転換社債型新株予約権付社債)」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

### 3 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

### 4 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に記載する行使制限条項は、株式の希薄化が一度に生じないために条項を設定している。

## 2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(新株予約権付社債)	1,165,000,000円
発行諸費用の概算額	5,000,000円
差引手取概算額	1,160,000,000円

(注)1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 2 発行諸費用の概算額には、弁護士費用1,000,000円、第三者評価機関による証券価値算定費用等2,000,000円、第三者調査機関による調査料600,000円、印刷会社費用1,000,000円、登記関連費用等400,000円であります。

### (2)【手取金の使途】

使途	金額	支出予定時期
M2M関連製品開発の為の外注費、その他経費等	600百万円	平成27年4月～平成28年3月
デバイス事業に置く一部製品の一括仕入の為の資金	560百万円	平成27年6月～平成27年9月
合計	1,160百万円	

(注)1. 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

2. 資金使途の内容は、以下のとおりです。

平成26年10月30日付有価証券届出書のとおり第三者割当による新株式発行及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行をおこない、資金調達(以下、「前回資金調達」と言う)を実施しました。しかし、当初は必要資金として、調達額24億円を予定して、引受先との交渉を続けておりましたが、結果として約11億円の調達に留まりました。今回の調達は、前回資金調達の不足を補うためと、新たに必要とする資金(の一部)の調達となります。

今後急速な市場拡大が見込まれるM2M分野において、確固たるシェアを確保するため、継続的且つタイムリーに新製品を市場に投入する為の開発費に使用します。当該開発費は、今期および来期以降に市場に投入を予定している4種の新製品の開発費に充当致します。今後着手する新たな商品開発の為の開発外注費および認証費用を含むその他費用として約465百万円(前回資金調達360百万円と合わせて合計825百万円)、その他検査機器等への投資、量産に向けた設備設計や金型設計等の外注費、エンジニアリングサンプル、プリプロダクションサンプル等のサンプル品の費用、及び作成に当たるイニシャル費用(治具、工具等の購入や、検査機器購入やリース費用、検査の為の環境整備(レンタルルーム等)、金型作成、出張費等になります。)として約135百万円(前回資金調達140百万円とあわせて合計275百万円)を使用する予定です。

4種の新製品のうち1製品は、前回資金調達後に開発着手し、今期の下期には市場投入を予定しております。残りの3製品につきましては第2四半期および第3四半期より開発に着手し、来期に市場投入を予定しております。

前述した4種の開発製品は、海外の提携企業にてODMを行い、ODM先で量産された完成品を当社が仕入れたうえで販売を行います。前回資金調達時に想定していた、前述した4種の製品のうち今期の下期に市場投入を予定する1製品について、現時点で顧客より具体的な受注見込みをうけており、安定的に多くの受注を受ける見通しのため、大量発注による原価低減、また通常は顧客から受注して、製造、納品までの工程に2～3ヶ月を要することから、タイムリーに顧客のニーズに応えるために一括仕入を行いません。

また、上記4種の新製品とは別で、自己資金と一部顧客より開発資金を頂いて開発を行っている1製品についても、今回新たに一括仕入を行うこととしました。現時点で顧客より具体的な受注見込みをうけており、安定的に多くの受注を受ける見通しがあることと、顧客より、タイムリーな納品の要求に柔軟に対応してほしい旨の要望を受け、一部開発費を頂いている関係上、要求には最大限応える必要があり、大量発注による原価低減にも繋がるために一括仕入を行なうこととしました。

前回資金調達時の297百万円とあわせて今回は560百万を調達し総額857百万円の一括仕入を予定しております。両製品とも支払予定時期は、初回受注分は自己資金で調達を行い、市場に出た製品に不具合が無い事を確認したうえで平成27年6月以降に一括仕入を行う予定です。

「ODM」とは、Original Design Manufacturingの略語で、委託者のブランドで製品を設計・生産することをいいます。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## 割当先 . 1

## a 割当予定先の概要

名称	Glory International Management Limited (グローリーインターナショナルマネジメントリミテッド)	
本店の所在地	UNIT B 9/F NEICH TOWER 128 GLOUCESTER RD WANCHAI HONG KONG	
代表者の役職及び氏名	張 典盛 (Cheung Tin Shing チャン・ティン・シン)	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
資本金	1 H K D (およそ15円：平成27年3月12日の香港ドル/日本円レートを参照)	
事業の内容	投資業	
主たる出資者及びその出資比率	張 典盛 (Cheung Tin Shing チャン・ティン・シン) 100.00%	

## b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## 割当先 . 2

## a 割当予定先の概要

名称	Brilliance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)	
所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
資本金	該当事項はありません。	
出資額	500,000,000円	
組成目的	純投資	
主たる出資者及びその出資比率	投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd.と、その他日本国外の富裕層から出資されております。なお10%以上の大株主はおりません。	
業務執行組合員等(投資一任勘定委託先)に関する事項	名称	Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
	本店の所在地	80 ROBINSON ROAD #02-00 SINGAPORE 068898
	代表者の役職及び氏名	Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田 高広)
	資本金	59,000,000円相当
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	山田 高広 100.0%

## b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	同社は当社の第三者割当増資の引受実績35,700株(平成26年11月17日引受)及び転換社債引受実績45百万円(平成26年11月17日社債引受、平成29年11月17日償還予定)があります。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	



## 割当先 . 3

## a 割当予定先の概要

名称	Brilliance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチストラテジー・ファンド)	
所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
資本金	該当事項はありません。	
出資額	1,000,000,000円	
組成目的	純投資	
主たる出資者及びその出資比率	投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd.と、その他日本国外の富裕層から出資されております。なお10%以上の大株主はおりません。	
業務執行組合員等(投資一任勘定委託先)に関する事項	名称	Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
	本店の所在地	80 ROBINSON ROAD #02-00 SINGAPORE 068898
	代表者の役職及び氏名	Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田 高広)
	資本金	59,000,000円相当
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	山田 高広 100.0%

## b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	同社は当社の第三者割当増資の引受実績107,300株(平成26年11月17日引受)及び転換社債引受実績120百万円(平成26年11月17日社債引受、平成29年11月17日償還予定)があります。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

## 割当先 . 4

## a 割当予定先の概要

名称	Brilliance Strategic Partners Fund (ブリランス・ストラテジック・パートナーズ・ファンド)	
所在地	3rd Floor Williams House 20 Reid Street Hamilton HM11 Bermuda	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
出資額	500,000,000円	
組成目的	純投資	
主たる出資者及びその出資比率	投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd.と、その他日本国外の富裕層から出資されております。なお10%以上の大株主はおりません。	
業務執行組合員等（投資一任勘定委託先）に関する事項	名称	Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
	本店の所在地	80 ROBINSON ROAD #02-00 SINGAPORE 068898
	代表者の役職及び氏名	Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田 高広)
	資本金	59,000,000円
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	山田 高広 100.0%

## b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	同社は当社の第三者割当増資の引受実績35,700株（平成26年11月17日引受）及び転換社債引受実績60百万円（平成26年11月17日社債引受、平成29年11月17日償還予定）があります。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

## 割当先．5

## a 割当予定先の概要

名称	サンポー食品株式会社
本店の所在地	佐賀県三養基郡基山町長野230
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 大石 忠徳
資本金	12,000,000円
事業の内容	即席めん（カップめん、棒状ラーメン、干し中華麺）及び、乾麺の製造販売
主たる出資者及びその出資比率	大石 忠徳 28.98%

## b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	同社は当社の第三者割当増資の引受実績47,700株（平成26年11月17日引受）があります。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## 割当先．6

## a 割当予定先の概要

名称	株式会社大古曾
本店の所在地	兵庫県芦屋市山手町1番18号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 大社 貴子
資本金	10,000,000円
事業の内容	有価証券の管理、保有、投資等
主たる出資者及びその出資比率	大社 寛之 80% 宗教法人法道寺 15%

## b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	同社は当社の第三者割当増資の引受実績71,500株（平成26年11月17日引受）があります。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## 割当先．7

## a 割当予定先の概要

名称	カメラのアマノ株式会社
本店の所在地	愛知県名古屋市中区葵一丁目3番15号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 天野 信二
資本金	10,000,000円
事業の内容	D P E、年賀状印刷、雑貨及び写真機材等の販売
主たる出資者及びその出資比率	アマノ本部株式会社（代表取締役 天野 信二、愛知県名古屋市中区葵一丁目3番15号）（100.0%）

## b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	親会社であるアマノ本部株式会社は当社の転換社債引受実績100百万円（平成26年11月17日社債引受、平成29年11月17日償還予定）があります。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## 割当先．8

## a 割当予定先の概要

名称	株式会社エイビット・ホールディングス
本店の所在地	東京都八王子市南町3番10号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 檜山 竹生
資本金	26,200,000円
事業の内容	通信機器、通信用計測および通信ソフトウェアの開発・製造販売、不動産に関する投資管理事業
主たる出資者及びその出資比率	檜山 竹生（46.8%）

## b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	同社は当社の第三者割当増資の引受実績349,000株（平成25年11月18日引受）があります。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## 割当先．9

氏名	深海 康史
住所	千葉県千葉市
職業の内容	株式会社J I N 代表取締役
上場会社と当該個人との間の関係	当社の転換社債引受実績30百万円（平成26年11月17日社債引受、平成29年11月17日償還予定）があります。
当社への出資状況	0株

## c 割当予定先の選定理由

前回資金調達当初必要資金を満たす事が出来なかったため、当社および、当社の親会社である株式会社フィスコ(本社:大阪府岸和田市荒木町2-18-15、代表取締役:狩野仁志)も、資金調達に協力をいただける支援先を継続的に探しておりました。そのような中、平成27年1月にフィスコ社の子会社で中国にて情報配信およびコンサルティング業務を行う星際富溢(福建)信息諮詢有限公司(中国福建省、代表者:狩野仁志)よりGlory International Management Limitedをご紹介いただきました。星際富溢は、当社の継続的な開発資金のニーズや設備投資のニーズに応えるべく、従前より海外投資家を模索しておりました。その中で当社に興味を持っていたのがGlory International Management Limitedになります。この度の資金調達について説明を行ないました。直近の業績の動向や当社が注力するM2M市場の成長性、M2M市場の潜在的需要を逃さない為には早期の開発が必要なこと、中期三ヶ年計画に大きく寄与する製品開発であることを説明し、ご理解いただいたうえで、当社の資金調達目的についてもご理解をいただき、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価をいただきました。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本新株予約権付社債の割当先として選定致しました。

また、Glory International Management Limitedの引受金額では、まだ当社必要資金に満たないため、前回資金調達の割当先に連絡を行いました。これは、今回の資金調達の資金使途が、前回資金調達の不足分を補うものである事から、当社の事業計画や資金使途の妥当性について概ねご理解をいただいているためです。

前回の引受先である深海氏と、Brillance Hedge Fund、Brillance Multi Strategy Fund、Brillance Strategic Partners Fund3社の代表取締役の山田氏に、平成27年2月に連絡を行ない、この度の資金調達について説明を行ないました。前回資金調達時から直近の業績の動向や当社の経営環境・事業方針等を説明し、前回同様に資金調達目的にもご理解をいただいたうえで、前回資金調達以降の当社の株価の動向も鑑み、今回の引受を応諾していただきました。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本新株予約権付社債の割当先として選定致しました。

同様に前回の引受先である株式会社大古曾、サンポー食品株式会社につきましては平成27年2月に連絡を行ない、この度の資金調達について説明を行ないました。前回資金調達時から直近の業績の動向や当社の経営環境・事業方針等を説明し、前回同様に資金調達目的にもご理解を頂いたうえで、前回資金調達以降の当社の株価の動向も鑑み、今回の引受を応諾していただきました。当社としては、資金調達目的についてもご理解をいただき、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価をいただきました。なお、前回資金調達時は新株式の割当を行いました。今回は新株予約権付社債の引受となります。資金使途が製品の開発資金ということもあり、開発・製造・販売のプロセスを経て業績へ寄与するため、中長期における純投資として今後の当社事業成長及び株価次第で、市場動向を勘案しながら売却を決定したい旨の表明を口頭で受けております。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本新株予約権付社債の割当先として選定致しました。

カメラのアマノ株式会社につきましては、前回の引受先であるアマノ本部株式会社(本社:愛知県名古屋市中区葵1-3-15、代表取締役:天野信二)の子会社になります。平成27年2月にアマノ本部株式会社に資金調達の説明をしたところ、アマノ本部株式会社をはじめとするアマノグループでご支援をいただけるとのことで、子会社であるカメラのアマノ株式会社を紹介いただきました。カメラのアマノ株式会社に、この度の資金調達について説明を行ないました。前回資金調達時から直近の業績の動向や当社の経営環境・事業方針等を説明し、前回同様に資金調達目的にもご理解を頂いたうえで、前回資金調達以降の当社の株価の動向も鑑み、今回の引受を応諾して頂きました。当社としては、資金調達目的についてもご理解をいただき、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価をいただきました。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本新株予約権付社債の割当先として選定致しました。

株式会社エイビット・ホールディングスは、平成25年11月に同社を引受先とする第三者割当増資を実施し、子会社である株式会社エイビット(本社:東京都八王子市南町3-10、代表取締役:檜山竹生)とは、平成25年10月に業務提携に関する基本合意書を締結しており、事業パートナーとして新製品の共同開発(本件資金調達での製品開発とは別)を行なっております。昨年実施した前回資金調達以降に、当社に対して更なる支援を行ないたい旨のお言葉をいただき、平成27年2月にこの度の資金調達について説明を行ないました。直近の業績の動向や当社が注力するM2M市場の成長性、M2M市場の潜在的需要を逃さない為には早期の開発が必要なこと、中期三ヶ年計画に大きく寄与する製品開発であることを説明し、ご理解いただいたうえで、資金調達目的についてもご理解をいただき、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価をいただきました。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本新株予約権付社債の割当先として選定致しました。

## d 割り当てようとする新株予約権の目的となる株式の数

Glory International Management Limited	215,794株
Brilliance Hedge Fund	82,644株
Brilliance Multi Strategy Fund	330,578株
Brilliance Strategic Partners Fund	137,741株
サンポー食品株式会社	45,913株
株式会社大古曾	91,827株
カメラのアマノ株式会社	91,827株
株式会社エイビット・ホールディングス	27,548株
深海 康史	45,913株
合計	1,069,785株

(注) 割り当てようとする株式の数は、本新株予約権付社債に付された新株予約権がその当初転換価額1,089円において全て転換された場合における株式の数となります。

## e 株券等の保有方針

株式会社エイビット・ホールディングスを除く割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式については、当社と各割当予定先との間で継続保有に関する保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権付社債の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却することに加え、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針である旨を口頭で確認しております。株式会社エイビット・ホールディングスは、業務提携先として当社の経営安定及び企業価値の向上を目指すことで合意しております。従いまして、株式への転換後も安定株主として長期保有方針であることを口頭で確認しております。

## f 払込みに要する資金等の状況

全ての割当予定先からは本第三者割当増資等の引受けにかかる資金確保に関し、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭でいただいております。預金残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しており、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。カメラのアマノ株式会社につきましては、引受にかかる資金全額を親会社であるアマノ本部株式会社からの借入により調達しております。当社としましては当該借入に関わる金銭消費貸借契約書を確認し、さらにアマノ本部株式会社からは貸付金の原資が、自己資金である旨を口頭で確認しております。カメラのアマノ株式会社を除く割当先からは、引受にかかる資金は全額自己資金である事を口頭で確認しております。

## g 割当予定先の実態

当社は、全ての割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主（割当予定先がファンドの場合は、主な出資者のことをいう。）が反社会的勢力との関係がない事を示す確認書の提出を受け、各割当予定先が反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。

また、上記とは別に全ての割当予定先について反社会勢力と何らかの関係を有していないか、並びに全ての割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主（主な出資者）が犯罪歴を有するか否か及び割当予定先の役員または主要株主（主な出資者）が実在しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社ディークエスト（東京都千代田区駿河台3-4、代表取締役：脇山太介）に調査を依頼しました。その結果、割当予定先、当該割当予定先の役員または主要株主が反社会的勢力と直接のつながりが窺われない旨の報告書を受領いたしました。

また、各割当予定先の役員及び主要株主についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかった旨の回答を得ております。

上記のとおり、当社は、全ての割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等と一切の関係が無い事を確認し、社会的信用力は十分であると判断いたしました。なお、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の本社債の発行価額は、社債100円につき100円、転換価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成27年3月12日）の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値である1,089円といたしました。当該発行価額つきましては、当社の発行済株式総数と本第三者割当増資等により発行される新株式数、株式市場における当社株式の流動性、ボラティリティ、直近の上昇率及び株式市場の諸要因等、当社のおかれている状況を加味し、各割当先と継続的に協議したうえで、決定したものであります。

また、当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である第三者算定機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元）に新株予約権の価値算定を依頼しました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の繰上償還動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成27年3月12日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、リスクフリーレート0.042%（評価基準日における中期国債レート）、割引率31.58%（無リスク金利を用いずに、代替資金調達コスト用いてペイオフの期待値を算出）、ボラティリティ（85.79%）、権利行使期間3年（平成27年3月30日から平成30年3月29日まで）、繰上償還条項、発行時から平成28年3月29日までの間は、株価が行使制限に定める価格に到達するまでは、割当予定先は新株予約権の行使ができないものとする行使制限条項等を参考に一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権付社債に付された新株予約権部分の公正価値を本新株予約権付社債に付された新株予約権1個につき13,310.324円と算定いたしました。

当社は本新株予約権付社債に付された新株予約権により当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価と本新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値とを比較し、本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価が本新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。なお、実質的な対価は、本新株予約権付社債の券面総額1,165百万円に対する3年分の利息相当額52,425千円程度（利息相当額＝本新株予約権付社債の券面総額1,165百万円×（当社の借入利率2%－社債利率）×3年）であり、新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値である15,506,528円（本新株予約権1個当たり公正価値13,310.324円×1,165個）を上回る水準であります。

また、当社の今後の事業価値の増大を予想し、本新株予約権付社債には、発行体である当社による繰上償還条項（以下「取得条項」といいます。）が付与されております。取得条項が付与されている理由は、第一義的には新株予約権の行使促進にあります。当社が、取得条項にかかる通知を割当先に行ったにもかかわらず、割当先が残存する本新株予約権付社債に付された新株予約権を行使しない場合には、残数を償還した上で代替資金調達を実行することになります。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる新株予約権の価値算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間満了日（平成30年3月29日）に時価が転換価額以上である場合には残存する本新株予約権の残数全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、各時点において、社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとし、具体的には、社債権者は、時価と転換価格とを勘案し、転換も繰上償還もされない場合、繰上償還を行う場合、転換した場合、において、から のうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しております。また、転換制限期間内においても から のうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しておりますが、発行体が繰上償還を行う前提としては、転換制限期間内においては、新株予約権の行使促進の観点から株価が発行時株価の150%（1,634円）を超えた場合に繰上償還を行うと仮定しており、転換制限期間後は、株価が発行時株価に代替資金調達コスト31.58%を加えた131.58%（1,433円）を超えた場合に繰上償還を行う仮定をしております。発行体による繰上償還が行われた場合には、社債権者は社債の価値と転換した場合の株式の価値を勘案し、転換した株式の価値が高ければ、残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

・本新株予約権については、原則、株価が「転換価額＋代替資金調達コスト」を超過した場合に取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは31.58%（修正CAPMにより算定した株主資本コスト5.65%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分25.93%を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、転換価額1,089円に代替資金調達コスト分344円（差額）を加えた1,433円（転換価額1,089円×（代替資金調達コスト31.58%＋100%）：小数点以下切上げ）としております。株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。また、転換制限がある当初の1年間は、株価が発行時株価の150%（1,634円）に達するまでは取得条項を発動しない前提を置いております。

当社としては、現時点において、明確な取得条項を発動するタイミングは設定しておらず、発行後すぐに取得条項を発動することは想定しておりませんが、当社業績の回復などの理由により当社株価が上昇した場合には新株予約権の引受人に転換を促すことが可能となることから、取得条項を発動することを想定しております。また、本付属新株予約権の公正価値の算定において、株価が1,433円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから合理性と妥当性があると判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって取得条項があることは、発行体の選択により株価上昇した場合に新株予約権を発行体が取得できるというオプションを本新株予約権の引受人が発行体に付与していることと同一であり、新株予約権の価格を減価する要因となります。当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社により、割当決議日前営業日の終値を基準として概算した新株予約権の算定報告書によると、取得条項がない場合の新株予約権の1個当たりの価値は、76,254円となり、取得条項がある場合と比べ新株予約権の1個当たりの価値が62,943円程度高く評価されております。

なお、取得条項は、株価上昇時において本新株予約権付社債の転換を促進させるとともに、転換された社債については金銭による社債の償還が必要なくなり自己資本の増強を図ることを目的として付与しております。

株価の希薄化については、時価よりも低い転換価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

転換後の株価 = ( 転換時株価 × 発行済株式総数 + 転換価額 × 転換による発行株式数 ) / ( 発行済株式総数 + 転換による発行株式数 )

なお取得条項の発動時の株価水準である1,433円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が1,410円に低下するとの前提としております。

転換後の株価 = ( 1,433円 × 14,905,187株 + 1,089円 × 1,069,785株 ) / ( 14,905,187株 + 1,069,785株 ) = 1,410円

株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり3,070株（平成24年3月13日から平成27年3月12日までの日次売買高の中央値である30,700株の10%）づつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

なお、当社監査役全員から、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社と現在取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額（15,506,528円）を上回る額として決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではないと考えられ、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に発行される当社の株式数は1,069,785株（議決権の数は10,697個）であり、平成27年3月13日現在の当社の発行済株式総数14,905,187株（議決権の総数は149,051個）に対して7.17%（議決権の総数に対しては7.17%）となります。また、発行決議日から過去6か月間の第三者割当増資（発行される当社普通株式の数は2,632,096株（議決権の数は26,320個）、以下「前回第三者割当増資」という。）との合計数は3,701,881株となり、前回第三者割当増資決議日である平成26年10月30日現在の当社発行済株式総数11,630,800株（議決権の総数は116,304個）に対して31.8%の割合（議決権の総数に対する割合は31.8%）で希薄化が生じることとなります。

また、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行される株式数の最大株式数1,069,785株と発行決議日から過去6か月間の第三者割当により発行された最大株式数（2,632,096株）を合算した最大交付株式数3,701,881株に対し、当社株式の過去6か月間における1日当たりの平均出来高は、403,817株であり、1日当たり平均出来高は最大交付株式数の10.90%程度であります。



保有方針については純投資や中長期など様々な方針がありますが本新株予約権付社債及び過去6カ月間の第三者割当が全て行使された場合の最大交付株式数である3,701,881株を行使期間である3年間(245日/年営業日で計算)にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量は5,036株となり、上記1日当たりの出来高の1.25%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

なお、本新株予約権付社債については、行使制限条項を付しております。行使制限条項を付与することで、当初1年間は発行時株価より株価が150%程度上昇した後に株式に転換されることが期待され、希薄化が一度に進まないようにすることを目的としており、本新株予約権付社債の転換の行使により発行され得る株式数が市場に過度の影響を与えないように一定の配慮をしております。

したがって、本新株予約権付社債により調達する資金を上記「3.新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」及び下記「6.大規模な第三者割当の必要性 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由」に記載のとおり、当社がM2M分野における事業拡大戦略を実施していくための必要資金に充当することによって、中期3ヶ年計画の達成に大きく寄与(当該4種の新製品の開発、販売により、今期売上予定、約2,000百万円(粗利約400百万円)、来期売上予定、約5,000百万円(粗利約1,060百万円)を予定)することを想定しており、将来的に今回の希薄化以上に当社の企業価値及び株式価値の向上に寄与すると考えられることから、本第三者割当の規模及び希薄化の程度は合理的な水準であると判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行される株式数の最大数(1,069,785株)は、平成27年3月13日現在の発行済株式総数14,905,187株(総議決権数149,051個)に対して合計7.17%(議決権比率7.17%)となることを見込まれます。

当社が平成26年11月17日に実施した第三者割当による新株発行及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行(以下「直近の第三者割当」といいます。)と本新株予約権付社債及の発行(以下「本第三者割当」といいます。)を合算した場合、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行される株式数の最大数(1,069,785株)と直近の第三者割当により発行された株式数(2,632,096株)を合算した合計は3,701,881株となり、直近の第三者割当増資決議日(平成26年10月30日)現在の発行済株式総数11,630,800株(総議決権数116,304個)に対して合計31.8%(議決権比率31.8%)となることを見込まれます。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
(株)フィスコ	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号	4,078,300	33.11	4,078,300	25.53%
(株)フィスコダイヤモンドエージェンシー	東京都港区南青山五丁目4番30号	3,000,000	24.35	3,000,000	18.78%
ミズホ セキュリティーズ アジア リミテッド クライアント アカウント 69250601(常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	東京都中央区月島四丁目16-13	178,700	1.45	729,663	4.57%
(株)エイビット・ホールディングス	東京都八王子市南町3番10号	349,000	2.83	376,548	2.36%
日本証券金融(株)	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	261,100	1.49	261,100	1.63%
(株)インデックス	東京都世田谷区池尻三丁目21-28	239,800	1.94	239,800	1.50%
Glory International Management Limited	UNIT B 9/F NEICH TOWER 128 GLOUCESTER RD WANCHAI HONG KONG	-	-	215,794	1.35%
森本 友則	東京都世田谷区	200,000	1.62	200,000	1.25%
株式会社大古會	兵庫県芦屋市山手町1-18	71,500	0.58	163,327	1.02%
投資事業組合Fターゲットファンド	東京都港区虎ノ門五丁目3-20 仙石山アネックス306	105,100	0.85	105,100	0.66%
計	-	8,483,500	68.22	9,369,532	58.65%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成26年11月30日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。

2. 平成27年3月13日現在の発行済株式総数は14,905,187株であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権付社債の転換価額1,089円で全て転換された場合の潜在株式数1,069,785株を平成27年3月13日現在の発行済株式総数14,905,187株に加えた株式数に対する割合です。

5. ミズホ セキュリティーズ アジア リミテッド クライアント アカウント 69250601(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)は、Brilliance Hedge Fund、Brilliance Multi Strategy Fund、Brilliance Strategic Partners Fundの常任代理人です。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当増資による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

大規模な第三者割当増資を行うこととした理由

当社が注力するM2M分野は、急速な市場拡大が見込まれており、市場規模は2013年度に約2,377億円であったものが2018年度に約11,700億円へと成長する試算があるなど(出所:野村総合研究所「ITナビゲーター2014年度版」)、引き続き非常に関心が高まっております。

「M2M」とは、ネットワークにつながれた機器同士が相互に情報を交換し、さまざまな制御を自動的に行うシステムで、人手を介することなく相互に情報交換できることが大きなメリットです。そのため、パソコンやサーバーだけではなく、車両運転管理システムとの融合による運転状況の管理、自動販売機の在庫管理や故障等のモニタリング、エレベーターやATMの遠隔監視や故障等のモニタリング、電気・ガスのメーターの遠隔検針やセキュリティ対策など、多種多様な分野で導入されています。

M2M市場の構造は機能分化されており、デバイス機器の提供、通信回線の提供、サーバーの提供、アプリケーションの提供などのサービスが複合してマーケットが形成されています。当社は今までデバイス機器の提供のみを行っていましたが、M2M市場の成長を上回るスピードでシェアの確保及び確固たる収益基盤を確保するために、子会社である、イー・旅ネット・ドット・コム株式会社(本社:大阪府岸和田市荒木町2-18-15、代表

取締役社長：福田隆明)、株式会社ネクス・ソリューションズ(本社：東京都港区南青山5-4-30、代表取締役：石原直樹)、株式会社ケアダイナミクス(本社：東京都港区南青山5-4-30、代表取締役社長：石原直樹)を含めたネクスグループとして、ネクス単体でのハードウェア製品の提供だけに留まらず、サーバーアプリケーションなどのソフトウェアも含めたM2M市場のバリューチェーンの垂直統合を進め、ワンストップサービスによるメリット提供、バリューチェーン全体での利益の最大化を目指しております。

当社単体としてはデバイス機器の提供を強化するために新たな製品の開発、新たな領域へのドメインの拡大を進めております。平成25年10月末日には株式会社エイビット・ホールディングス(本社：東京都八王子市南町3-10、代表取締役：檜山竹生、以下「エイビット・ホールディングス社」という)と業務提携に関する基本合意書を締結し、平成25年11月に、株式会社エイビット・ホールディングスを引受先とする第三者割当増資を実施いたしました。当該業務提携により、両社それぞれが保有している様々な技術を融合させ共同研究開発を行なうことで、M2M分野における新たな技術の創造を目指すとともに、エイビット社が得意とするコンシューマ分野と当社のM2M分野、双方の顧客基盤の活用や、既存製品も含めた製品部品の共同購買等による原価低減などにより、両社の更なる販売拡大及び利益の拡大を見込んでおります。なお、株式会社エイビット・ホールディングスを引受先とする第三者割当増資による資金につきましては、当該調達資金の約300.7百万円の資金用途はエイビット社との業務提携のもと同社との共同開発の開発資金として充当をしております。

前述した株式会社ネクス・ソリューションズは、平成26年1月31日を効力発生日とした吸収分割契約により、株式会社SJI(本社：東京都品川区、代表取締役会長兼社長：石濱人樹)の国内事業部を承継した当社子会社です。そのため平成26年2月28日付で、株式会社ネクス・ソリューションズの業績を加味した平成26年11月期を初年度とする中期三ヶ年計画を新たに策定し、中長期的にM2M分野の市場成長を上回るスピードでの成長を目指すこととしました。

中長期の成長の為に施策として、M2M市場のバリューチェーンの垂直統合を行っていきます。当社子会社である株式会社ネクス・ソリューションズの持つソフトウェア開発力と、当社のハードウェア開発力とを合わせる事により、デバイス機器だけの提供に留まらず、サーバーアプリケーションなどのソフトウェアサービスを合わせて提供することが可能になります。

また、ハードウェア開発とソフトウェア開発の提供の具体的な案件として、平成26年4月30日付で株式会社ヴィストン(本社：大阪府大阪市、代表取締役：大和信夫)との介護ロボットの共同開発を開始しました。本件共同開発は、株式会社ヴィストンの開発する介護ロボットに対し、当社の通信モジュールを組み込むことで、将来的に介護ロボットの遠隔制御や状態監視、高齢者の見守り、音声や画像の送信、ロボットのソフトウェアのアップデート等の実現を図ります。また、株式会社ネクス・ソリューションズでは、ロボットから収集したデータを蓄積するサーバーやそのデータを活用し役立てる為のアプリケーションの開発を行うことで、スタンドアローンのロボットでは実現できない様々な可能性・拡張性を付加させる事が可能です。さらに、開発にあたっては、サイバーダイン株式会社(本社：茨城県つくば市、代表取締役：山海嘉之)のロボットスーツHAL®などの介護現場への試験導入や、自らも介護ロボット研究の実績がある、社会福祉法人善光会(本部：東京都大田区、理事長：梅田茂)と同4月に提携をおこない、高齢者にとってユーザビリティが高い製品、また介護者側の視点で必要な機能を実装するため、介護施設におけるマーケティングや試作機の導入を繰り返しながら、生の介護の現場に最適な、必要とされる介護ロボットの開発を行なっております。

この様な新製品の開発につきましては、お客様より開発資金をいただく受託開発と自己資金による開発が有ります。前者は、自社で開発資金がかからないというメリットが有る一方で、マーケットの状況に関係なくお客様からの受注が無いと開発着手ができません。そのため市場への製品投入のタイミングを逸する可能性があります。また販売先が当該顧客に限られる為、幅広く販売を行う事が出来ません。一方後者は自己資金が必要ですが、技術力・企画力を活かすことで、マーケットの需要に遅れる事無く開発に着手でき、また、販売先が限定される事無く複数の顧客に幅広く販売を行う事が出来ます。後述します、現在開発中及び開発を予定している4種の新製品(1製品は今期より販売を開始予定、3製品については来期以降に販売を予定)につきましては、現在市場には同様の製品が無いこと、今後成長が見込まれる自動車テレマティクス分野の製品など、潜在的需要がありその利便性と汎用性の高さから、早期に開発に着手でき、販売先を限定されない自己資金による開発を行なう予定です。当該4種の新製品は前述した中期三ヶ年計画達成の為に大きく寄与する製品となっております。

そこで、当社は平成26年10月30日付有価証券届出書のとおり、4種のM2M関連製品の開発資金、その中で既に受注見込みが立っていた1製品の一括仕入れ資金、今後の成長戦略としてM&Aを積極的に検討・実施していくための資金を資金使途とした、前回資金調達を実施しました。

しかし、平成26年10月10日に当社が連結業績予想の下方修正を行う適時開示を行ったことから、一部の投資家が引受を見合わせるなど、引受先及び調達額面が大きく変わる事となり、結果として約11億円の調達に留まり、上記資金使途の必要資金全額をまかなう調達が出来ませんでした。今般、前回資金調達後に、当社株価が上昇するなど、環境に変化が見られたため、上記資金使途に加えて、受注見込みが立った別製品の仕入資金も含めて、必要資金を調達することとしました。現在必要と考えている資金は総額で24億円であり、前回資金調達の内容と平成27年1月現在の充当状況、不足する金額については表1の通りです。

表1

資金使途	必要資金	10 / 30調達資金	今回必要資金	充当額	支出予定時期
M 2 M関連製品開発の為の外注費その他経費等	1,100百万円	500百万円	600百万円	36百万円	平成27年2月～平成28年3月
デバイス事業における一部製品の一括仕入の為の資金	1,000百万円	297百万円	560百万円	-	平成27年6月～平成27年9月
その他、資本提携、投資資金等	300百万円	300百万円	-	-	平成27年3月～平成27年11月
合計	2,400百万円	1,097百万円	1,160百万円	36百万円	

当社は前回資金調達の資金使途としてあげている4種のM 2 M関連製品以外にも、平行して数種類の新製品の開発（以下、「その他開発」と言う。）を控えております。その他開発に必要な資金である約500百万円については前回資金調達に頼らず自己資金にて開発を行う予定でした。前回資金調達後に、調達額が不足したことから、その他開発を止め、手元自己資金を4種のM 2 M関連製品の開発費に充当するといった選択肢も検討をしましたが、その他開発を止める事は、来期以降の会社の成長を鈍化させる可能性が非常に高いため現実的ではないこと。また、今後の成長施策として有力な選択肢であるM & Aを積極的に検討・実施していくにあたり、前回資金調達時の資本提携、投資資金として調達した300百万円については、決議日現在で実現した案件はありませんが、引き続き複数案件を検討しており、前回資金調達時に予定していた300百万円を超える資金が必要になると見込んでおり、超過した資金（約200百万円を予定）については手元自己資金の充当を予定しております。そのため、M & A案件実現のために資金が必要な時に支払いが出来ないという機会損失発生リスクを避けるため、当該300百万円は4種のM 2 M関連製品の開発費には充当せず、さらに手元資金の流動性も高めたいといった思惑があること。加えて現段階におきまして、金融機関から短期間の運転資金の借入は出来たものの、新製品開発や設備投資を目的とした大口かつ長期借入金の調達は出来なかったため、本資金調達を実施する事となりました。

M 2 M分野に置ける事業拡大戦略を実施していくうえで、平成26年2月28日付で開示しました中期三ヶ年計画の今期以降の2年間に想定される資金を調達する手段として、自己資金に加え、金融機関からの借入れ等を検討し、金融機関に対し間接金融による融資等を打診してまいりました。しかしながら平成25年11月期は経常黒字を達成したものの、平成26年11月期第1四半期決算において、顧客要求の仕様変更に応えるため、追加での開発を行った事で、新規製品の第1四半期での市場投入が出来ず、不本意ながら経常損失を計上しました。また第2四半期において黒字化はしましたが、前述した新規製品の市場導入が遅れた事で予定を下回る売上となり業績の進捗については十分な改善には至りませんでした。さらに、平成26年11月期通期で見ると、デバイス事業における長期間の導入実績のある一製品において顧客からの更なる価格低下の要求があり、当該製品の粗利率が10%以下と低く、当該製品が近々製品ライフサイクルの終焉を迎える製品であること等を考慮し、予定していた平成26年11月期での販売を取りやめたこと、加えて、前述した第1四半期での開発延長に伴い、販売開始タイミングが第2四半期以降にずれ込んだ製品において、売上の一部が翌期にずれ込むことが判明したことから、平成26年10月10日付けで「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」（業績予想比で売上高が27.7%減、当期純利益が52.5%減）の開示を行いました。

このような状況から、金融機関からの直近での長期間の借入及び纏まった金額の資金調達が困難な状況です。

前述した一製品の販売の取りやめによる売上の減少から、営業キャッシュフローでの当該開発資金を捻出する事は難しく、さらに、販売開始タイミングがずれ込んだ製品の、一部売上時期のずれ込みは、進行年度の第2四半期以降にその売上の計上を予定しておりますが、受注の打診は受けているものの、現在交渉中であり見込める売上は確定していないことから、前回資金調達時と同様に資金が不足する状況です。

また、本資金調達は2～3年にわたる長期投資に該当するため、グループ間における1～2ヶ月を返済期限とする短期間のつなぎ融資は取り得る選択肢になりませんでした。さらに、前回資金調達時に、当社の株主である株式会社インデックス（平成26年4月30日に東京地裁から民事再生手続きの廃止決定を受け破産手続きに移行しております。）が、担保に供している当社株式の市場での継続的な売却による影響（平成26年4月21日インデックス提出の変更報告書の所有株数から9月4日のインデックス提出の変更報告書の所有株数が947,400株も売却されており継続的な売り圧力の影響）から、株式会社インデックスの株式売却が終了するまでは、公募増資やライツオファリング等の資金調達手段は困難と判断しており、今回も同様の判断のもと引受先と交渉を進めておりました。その後、平成27年2月13日付けで株式会社インデックスの当社普通株式の売却完了を確認しましたが、その時点ですでに本資金調達の引受先との交渉が完了していたため、選択肢とはなり得ませんでした。

そのため、当社としては開発から、製造、量産、販売といった2～3年の長期での資金回収を考えた上で、現在の当社資金調達状況に理解を得られることと、長期資金支援が可能な投資家からの支援を受ける事が望ましいとの結論になり、第三者割当による資金調達を検討しました。第三者割当増資の各スキームを検討致しましたが、新株予約権での資金調達では開発費、仕入れにおいての1年内に発生する当社の喫緊の資金需要に対し、万が一行使がされなければ資金需要に対応することができない可能性があること、また開発費用は開発初期の段階で資金確保が出来ていることが開発取り上げの可否にとって重要であるため、新株予約権であると開発資金が必

要なタイミングで現預金での調達が出来ない可能性があることから、資金確保の確実性が高い転換社債型新株予約権付社債発行を、今回の調達手段として選択いたしました。また返済義務のない安定した資金となる新株式発行も検討していましたが、全引受先から、まずは転換社債型新株予約権付社債の引受のみとして、業績等を鑑みてから株式への転換を検討したいという意向や、当社といたしましても、新株式のみ発行という選択肢を取った場合に当社株式の希薄化が一気に進むことに対する懸念もあり、転換社債型新株予約権の発行をすることと致しました。本新株予約権付社債については、任意取得条項(以下「取得条項」といいます。)と行使制限条項(発行時から平成28年3月29日までの間は、株価が発行時株価の150%(1,634円)を超過した日以降でないとは行使はできない。)が付されております。取得条項は、株価上昇時において本新株予約権付社債の転換を促進させるとともに、転換された社債については金銭による社債の償還が必要なくなり自己資本の増強を図ることを目的とします。行使制限条項を付与することで、当初1年間は発行時株価より株価が150%程度上昇した後に株式に転換されることが期待され、希薄化が一度に進まないようにすることを目的としております。

また、資金調達手法については、借入等、公募増資、株主割当増資等の本第三者割当による本新株予約権付社債以外の手段と比較考量のうえ決定しており、本第三者割当による本新株予約権付社債の発行による資金調達が最善であるとの判断をしております。

#### 既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に発行される当社の株式数は1,069,785株(議決権の数は10,697個)であり、平成27年3月13日現在の当社の発行済株式総数14,905,187株(議決権の総数は149,051個)に対して7.17%(議決権の総数に対しては7.17%)となります。また、発行決議日から過去6か月間の第三者割当増資(発行される当社普通株式の数は2,632,096株(議決権の数は26,320個)、以下「前回第三者割当増資」という。)との合計数は3,701,881株となり、前回第三者割当増資決議日である平成26年10月30日現在の当社発行済株式総数11,630,800株(議決権の総数は116,304個)に対して31.8%の割合(議決権の総数に対する割合は31.8%)で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本新株予約権付社債の発行は、当社がM2M分野における事業拡大戦略を実施していくための必要資金に充当することにより、当社の企業価値、株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本第三者割当増資の規模及び希釈化の程度は合理的な水準であると判断しております。

本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行される株式数の最大株式数1,069,785株)と発行決議日から過去6か月間の第三者割当により発行された最大株式数(2,632,096株)を合算した最大交付株式数3,701,881株に対し、当社株式の過去6か月間における1日当たりの平均出来高は、403,817株であり、1日当たり平均出来高は最大交付株式数の10.90%であります。また、割当予定先が本新株予約権付社債を転換して取得した当社株式(1,069,785株)と前回第三者割当増資(2,632,096株)との合計数である3,701,881株を市場で売却することによる流通市場への影響は、今後1年間の株式売買高を61百万株(過去1年日次売買高:249,469株、年間取引日数:245日)と仮定すると株式売買高に占める割合は6.05%程度であることから、状況によっては株価の下落要因となる可能性があります。当社の企業価値及び株主価値向上が期待できることから、前述の資金用途を目的とした本第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断いたしました。

#### (2)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行される株式数の最大数(1,069,785株)は、平成27年3月13日現在の発行済株式総数14,905,187株(総議決権数149,051個)に対して合計7.17%(議決権比率7.17%)となることを見込まれます。

当社が平成26年11月17日に実施した第三者割当による新株発行及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行(以下「直近の第三者割当」といいます。)と本新株予約権付社債及の発行(以下「本第三者割当」といいます。)を合算した場合、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行される株式数の最大数(1,069,785株)と直近の第三者割当により発行された株式数(2,632,096株)を合算した合計は3,701,881株となり、直近の第三者割当増資決議日(平成26年10月30日)現在の発行済株式総数11,630,800株(総議決権数116,304個)に対して合計31.8%(議決権比率31.8%)となることを見込まれます。したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなります。

当社は、第三者割当による本新株予約権付社債の発行は、相当程度の希薄化を伴うことから、本第三者割当による本新株予約権付社債の発行の必要性及び相当性について客観的に検証するために、当該規程に準じて、当社の経営者から独立し、特別な利害関係を有しない第三者である、田中稔氏(公認会計士・税理士)、田中稔氏の選定により、杉本眞一氏(ボナファイデコンサルティング 代表取締役)及び加治左敦智氏(税理士および株式会社フィスコの社外監査役)の3名(田中稔氏は当社役員が前職での投資案件において評価を依頼した経緯がありその際の評価の適切さを鑑み依頼しました。杉本眞一氏については田中稔氏の紹介によります。加治左敦智氏については親会社である株式会社フィスコの社外監査役になります)で構成する第三者委員会(以下「本委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当による本新株予約権付社債の発行の必要性及び相当性に関する意見を入手しました。本委員会のメンバーは、平成25年1月23日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」にて開示して

おります第三者割当増資にかかる第三者委員会のメンバーであり、当社の事業内容について熟知されているため、最適と判断し依頼しました。

当社は、本委員会に対して、当社グループの概要及び現状における財務状況や経営成績、置かれている業界環境、本新株予約権付社債の目的、調達する資金の額、使途及び支出予定時期、本新株予約権付社債とその他の資金調達手段との比較、割当先の選定理由、調達する資金使途の合理性に関する考え方、発行価額、発行株数、希薄化の規模その他の発行条件に関する考え方、発行条件決定プロセス、当社の企業価値・株主価値の向上並びにその他必要と思われる事項に関して説明を行うとともに、本委員会からの質問に対して回答を行い、本委員会は慎重に審議・検討を行いました。

その結果、本委員会から下記のとおり、本新株予約権付社債による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

#### 本第三者割当の必要性

以下の理由により、本新株予約権付社債の必要性が認められるとの意見を得ています。

本第三者割当により調達予定の資金について、当社には、一定程度具体的な充当計画が存するものと認められ、これらの資金使途が一見して不合理であると認められる事情もなく、当社には資金調達の必要性があると思料されることや本第三者割当による本新株予約権付社債の発行の目的の合理性に鑑みれば、本第三者割当による本新株予約権付社債の発行における発行株数及び希薄化の規模その他の発行条件は合理的であると考えられる。また、本第三者割当による本新株予約権付社債の発行の当社における検討体制が合理的なものであり、本第三者割当に係る決定は当社少数株主にとっても、不当に不利益を与えるものではないと認めることができること等の事情に基づき、必要性があると認められる。

#### 本第三者割当の相当性

以下の理由により、本第三者割当ての相当性が認められるとの意見を得ています。

本第三者割当は、本新株予約権付社債の発行は、会社法第238条第3項各号に定める場合(いわゆる「有利発行」)に該当しないと考えられ、また「著しく不公正な方法」(会社法第210条第2号)によって行われたと推認させる事情も見当たらないこと、資金調達手法については、借入等、公募増資、株主割当増資等の本第三者割当による本新株予約権付社債以外の手段と比較考量のうえ決定しており、本第三者割当による本新株予約権付社債の発行による資金調達が最善であるとの判断は相当であると考えられること、本件募集の引受先選定の経緯については、本件募集の目的を達成するという観点から、引受先選定も適切になされた相当なものであると認めることができる。さらに、本社債の発行価額は、額面発行していることや社債に付される金利を考慮した実質的な対価と新株予約権の公正価値とを比較し、実質的な対価が公正価値を下回る水準にないことから、本第三者割当による本新株予約権付社債の発行は、相当であり有利発行ではないと判断した。また、本新株予約権付社債の行使価額について、取締役会決議日の直前取引日である平成27年3月12日の終値と同額に決定されており、上場企業の株価は原則として当該会社の企業価値を客観的に示していると判断されることから、本新株予約権付社債の取締役会決議日の直前営業日の終値を行使価額の基礎とすることは相当であり、特に有利な発行価額には該当しない。

以上より、本第三者割当については、発行条件の相当性が認められる。

以上の検討及び対応策並びに第三者委員会の意見内容を踏まえ、当社取締役会は本社債の発行を決議いたしました。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第31期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年3月13日）までの間において、追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の追加を記載したものであり、追加箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年3月13日）現在についても変更の必要はないものと判断しております。

(1)～(9) 略

#### (10) 株式価値の希薄化及び株価の影響について

平成27年3月13日開催の当社取締役会において、Glory International Management Limited、株式会社エイビット・ホールディングス、Brilliance Hedge Fund、Brilliance Multi Strategy Fund、Brilliance Strategic Partners Fund、株式会社大古曾、カメラのアマノ株式会社、サンポー食品株式会社、深海康史氏を割当予定先とする第三者割当による第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことを決議いたしました。

本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に発行される当社の株式数は1,069,785株（議決権の数は10,697個）であり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数14,905,187株（議決権の総数は149,051個）に対して7.17%の割合で希薄化が生じることとなります。また、発行決議日から過去6か月間の第三者割当増資（発行される当社普通株式の数は2,632,096株（議決権の数は26,320個））と通算すると、直近の第三者割当増資決議日（平成26年10月30日）現在の発行済株式総数11,630,800株（総議決権数116,304個）に対して31.8%の割合（議決権の総数に対する割合は31.8%）で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社がM2M分野における事業拡大戦略を実施していくための必要資金に充当することにより、本新株予約権付社債の発行は、当社の企業価値及び株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本第三者割当の規模及び希薄化の程度は合理的な水準であると判断しております。

### 2. 最近の業績の概要

第32期第1四半期連結累計期間（自平成26年12月1日至平成27年2月28日）の業績の概要

当社の第32期第1四半期連結累計期間（自平成26年12月1日至平成27年2月28日）における売上高の概算見込みは約900百万円であります。なお、この見込数値は、決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、監査法人の四半期レビューを終了していないため四半期レビュー報告書は受領しておりません。

また、売上高以外の指標につきましては、本届出書提出時点で精査中であるため、記載を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせる恐れがあるため、記載しておりません。



#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日	平成27年2月25日 東北財務局長に提出
---------	----------------	-------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示等手続ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年2月20日

株式会社ネクス

取締役会 御中

### 東光監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 外山 卓夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 昌也

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスの平成25年12月1日から平成26年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクス及び連結子会社の平成26年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成27年1月26日開催の取締役会において、平成27年4月1日を効力発生日として新設分割を行い持株会社体制へ移行することを決議した。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成27年1月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求める議案を、平成27年2月25日開催予定の第31回定時株主総会に付議することを決議した。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が平成26年2月7日に発行した第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権については、平成27年2月5日に、全て（4個）の権利行使があった。

4. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が平成26年11月17日に発行した第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権については、平成26年12月12日から平成27年2月5日までに、全て(815個)の権利行使があった。
5. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、製品の不具合による損害賠償請求訴訟の提起を受けていたが、平成27年2月13日に原告との和解が成立した。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ネクスの平成26年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ネクスが平成26年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は、平成27年1月26日開催の取締役会において、平成27年4月1日を効力発生日として新設分割を行い持株会社体制へ移行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年2月20日

株式会社ネクス

取締役会 御中

### 東光監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 外山 卓夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 昌也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスの平成25年12月1日から平成26年11月30日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクスの平成26年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成27年1月26日開催の取締役会において、平成27年4月1日を効力発生日として新設分割を行い持株会社体制へ移行することを決議した。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成27年1月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求める議案を、平成27年2月25日開催予定の第31回定時株主総会に付議することを決議した。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が平成26年2月7日に発行した第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権については、平成27年2月5日に、全て(4個)の権利行使があった。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が平成26年11月17日に発行した第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権については、平成26年12月12日から平成27年2月5日までに、全て(815個)の権利行使があった。

5. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、製品の不具合による損害賠償請求訴訟の提起を受けていたが、平成27年2月13日に原告との和解が成立した。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。